

令和7年度 第3回 川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会

日 時 令和7年12月16日(火)

10時00分～

会 場 中原市民館 第5会議室

次 第

1 開会

2 資料確認

3 令和7年度第2回中原市民館専門部会の摘録(案)について

4 議事

(1) 報告事項

ア 市民館の管理運営並びに社会教育振興事業について

イ NFP感謝祭「なかはら Film Festival 2025 in 中原市民館」について

ウ その他

(2) 協議事項

ア 令和8年度市民自主学級、市民自主企画事業の選考について

イ 次年度中原市民館の事業企画にあたっての課題抽出について

ウ その他

5 その他

(1) 次回(第4回)専門部会の日程について

(2) その他

6 閉会

配布資料

資料 1 令和7年度第2回中原市民館専門部会摘録(案)

資料 2 市民館の管理運営について

資料 3 市民館の社会教育振興事業について

資料 4 NFP感謝祭「なかはら Film Festival 2025」チラシ

資料 5-1 令和8年度中原市民館市民自主学級・市民自主企画事業の募集について

資料 5-2 【白紙】市民自主学級企画提案書

資料 5-3 点数表

資料 6 川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会委員名簿

令和 7 年度 第 2 回川崎市社会教育委員会議・中原市民館専門部会 会議摘録

- 【日 時】 令和 7 年 1 0 月 3 日（金） 1 0 時 0 0 分～ 1 2 時 0 0 分
- 【会 場】 中原市民館第 2 会議室
- 【出席者】 川崎部会長、日吉副部会長、安藤委員、山本委員、山田委員、木村委員、赤野委員
- 【欠席者】 五十嵐委員
- 【事務局】 福田担当課長、船津課長補佐、中島職員
- 【指定管理事業者】 土戸館長、高田副館長、神山副館長、工藤職員
- 【傍聴者】 1 名

専門部会の委員 8 人中 7 人が出席し、委員の過半数を満たしており、部会は成立。

〈資料〉

- 資料 1 令和 7 年度 第 1 回川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会摘録（案）
- 資料 2 令和 7 年度 中原市民館の管理運営について
- 資料 3 令和 7 年度 中原市民館社会教育振興事業について
- 資料 4 川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会委員名簿
- 資料 5 第 1 回中原市民館利用者懇談会（実施報告）
- 資料 6 市民館だより 1 0 月号
- 資料 7 中原市民館専門部会の所掌事務について

- 1 開会
- 2 資料確認
- 3 令和 7 年度第 1 回中原市民館専門部会の摘録（案）について
船津課長補佐）資料 1 について確認。摘録として成立する承認を得た。

- 4 議事
 - (1) 報告事項
 - ア 市民館の管理運営並びに社会教育振興事業について

土戸館長）資料 2 について説明。
工藤職員）資料 3 について説明。

山田委員）シニアの社会参加支援事業におけるデジタルサポートとは何か。また、市民エンパワーメント研修とは何か。

工藤職員）デジタルサポートとはスマホ操作を支援するというもの。例えば、国勢調査のオンライン回答やキャッシュレス決済等の操作が思うようにできない人たちを支援する。市民エンパワーメント研修は地域で活動を担う人を育てていくというもの。

木村委員）1 月以降の現在調整中の事業について質問したい。平和・人権・男女平等推進学習は企画委員を募集して行うのか、それとも中原市民館の職員内で企画して実施する予定なのか。

工藤職員) 指定管理の初年度ということで、まずは中原市民館の職員内で企画をしたい。今年度は企画委員を募集しないが、いずれは募集ができるよう配慮する。

イ 利用者懇談会の開催について

高田副館長) 資料5について説明。令和7年9月28日に開催した。毎年2回くらい開催したいと考えている。周知方法や実施方法は今後検討していきたい。

木村委員) 利用者懇談会を料理室で開催した理由は何かあるのか。

土戸館長) 気軽にお茶でも飲みながら意見交換ができたという意図で料理室とした。

木村委員) そのような意図があったと想像できたが、チラシ等の広報の際にそのような誘い文句があったか。それがないと料理室しか確保できなかったかのように感じる。

土戸館長) 次回以降、御意見を参考にさせていただく。

ウ 中原市民館EXPO2025の開催について

高田副館長) 資料6について説明。令和7年8月23日に開催した。当日約500名の来場あり。来年度は令和8年8月8日に開催予定。

エ その他

山田委員) 駐輪場についてだが、中原市民館の利用者でない方が駐輪場を使用しているのが見受けられる。大きなイベントを館内で行う時は、市民館利用者であるかを聞くことができるが、そうではない時は聞くことができない。駐輪した自転車を取り出すことができない時もあった。対策はないのか。

土戸館長) 利用者懇談会の際にも駐輪場が使いづらいという意見があった。今後、内部での検討及び区生涯学習支援担当へ相談を行っていく。市民館利用者ではない方による駐輪場の利用については、対応できる部分とできない部分がある。できる限り適正な利用をしてもらえるよう、巡回等を含めて対応する。

山本委員) 駐輪場が上下2段になっている点について危険だと考える。また、乱暴に駐輪する人がおり、前輪が収まる部分の枠が広がると補修が必要となり、前輪が細い自転車が利用することができなくなる。他施設の駐輪場においても2段式のものは使いづらい。住人が自転車に駐輪場シールを貼って住人の自転車だとわかるようにしているところもある。そのような対応をしてはどうか。

土戸館長) 市民館職員とかわさき市民活動センターの職員の自転車は目印をつけており、見分けることができるようになっている。駐輪場の前輪が収まる部分の枠補修についてはすぐに対応できるわけではないが、対応を検討していく。

(2) 協議事項

ア 市民館だよりのリニューアルについて

土戸館長) 6月号から市民館だよりのリニューアルを行った。掲載する記事については職員同士で話し合い、10月号からは募集や告知記事だけではなく、開催報告を掲載した。指定管理になってから編集に好意的な意見が多い一方で、カラフルすぎるという意見もある。委員の皆様の御意見をいただきたい。

川崎部会長) すごくキラキラしている。トーンが以前とは違う。

山本委員) 構成やレイアウトは誰が考えているのか。

土戸館長) 職員が考えている。

山本委員) 多色刷りは写真がカラーになるというメリットがあるが、2・3ページ目はカラフルすぎると感じる。下地の色を統一させる必要があるのでは。また、イラストの大きさが問題であり、空きスペースも必要。写真を活かすのであれば写真を中心にカラーをもってきて、題名や文章には統一感を持たせたらよい。

土戸館長) 職員7人で分担して作成していることによって、逆に統一性がなくなっている側面もある。今後の参考にさせていただく。

イ 川崎市社会教育委員会議規則 別表(第6条関係)に掲げる所掌事務の効果的な進め方について

船津課長補佐) 資料7について説明。利用者懇談会で取り扱う内容と専門部会で取り扱う内容について、適切にすみ分けをする方向としたい。

木村委員) それぞれ選出された母体の中で意見をまとめてもらい、この場で話し合うことができたらしい。

ウ その他

山本委員) サークル連絡会の会長をやっている。講座終了後に参加者が集まることのできるような企画を催してもよいと考える。

山田委員) 子ども会は年1回くらい開催している。10月19日の区民祭で出展をする。

安藤委員) 文化協会の事務局が市民館にあることもあり、お世話になっている。10月25日に文化祭を実施する。様々な活動があるが担い手が少なくなっているため、告知等についてもこれから考えていく必要がある。

赤野委員) 1月に中原区PTA協議会による「まなびフォーラム」を中原市民館で行う予定。

5 その他

(1) 次回以降(第3回・第4回)の専門部会の予定について

船津課長補佐) 第3回はこれまでと同様に電子メールにて調整する。第4回は令和8年2月14日を開催予定日とする。

(2) その他

特になし

6 閉会

令和 7 年度 中原市民館の管理運営について（令和 7 年 11 月末時点）

1 貸館利用に関して

(1) 施設貸出備品の充実に努めること（継続テーマ）

経年劣化した貸出備品の更新や利用者の利便性向上に向けて以下のことを取り組みました。

- ・本体の錆、ボルト穴の歪んだ譜面台の更新
- ・動作不良のラジカセ、炊飯器の更新
- ・挟力減少マイクホルダー（マイクスタンド）の更新
- ・希望者への加湿器提供 等

(2) 快適な利用環境の創出に努めること（継続テーマ）

利用状況や人数に注視しながら利用者が安全・安心に利用できる空間を維持していきます。

- ・空調の適切な温度管理を実施
- ・巡回時のチラシラックやラウンジテーブルの建付け確認、キッズスペースのおもちゃ整備
- ・利用時の声掛けによる不具合の有無確認 等

2 施設の管理運営に関して

(1) 利用率向上対策（継続テーマ）

今年度の稼働率は、これまで 60%～70%程で推移しています。今後は地域や団体主催のイベント参画を通じた認知度向上にも注力します。

- ・グランツリーイベントへの出店（10/4.5 「優しい木のひろば」）
- ・武蔵小杉東急スクエアのイベントへの継続参加（11/6 「コスギタウンクリーニング」）
- ・グランツリーイベントへの出店（11/8 「出張!! 川崎とどろきパーク feat. 中原市民館」）
- ・かわさき市民活動センターイベントへの参画（11/15 「ごえん楽市 2025」）
- ・中原市民館サークル連絡会主催研修への参加（11/17 「令和 7 年度 親睦・研修バス旅行」）
- ・こすぎコアパークでの宣伝（11/29「街スキフェスタ THE 武蔵小杉 with FIND LOCAL」）

(2) なかはら FilmFestival2025in 中原市民館の実施（自主事業）

11 月 22 日（土）、日頃から施設運営に協力いただいている団体の皆さんとともに「川崎市」、「中原区」、「中原市民館」にまつわる多様なジャンルの作品上映会を多目的ホールにて実施しました。

- ・おと絵がたり「ブレーメンの音楽隊」、「亀がはこんだ石水盤」
- ・16mm 映写機の会「おれたちのビー玉 ～川崎大空襲～」、「かわさきあの日あの時」
- ・おはなしパン「神地とおばけ寺」、「チョンポリ笠（アミガサ事件）」
- ・なかはらミュージカル「PR 動画」

また、1 階ラウンジの喫茶コーナーを活用し、レジネス（就労継続 B 型事業所）を運営する N P O 法人レジストの協力を得て、自家焙煎コーヒーやクッキー、シフォンケーキ等の販売を行いました。

3 市民学習・市民活動活性化学習事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民自主学級 子どものための音楽ワークショップ(音ワーク) 7/29、8/5・12・19、9/23 各火曜 午前 計5回												
市民自主企画事業 はじめてママ応援講座 親子で楽しむ育児ワークショップ 9/5・26、10/17、11/7・28 いずれも金曜 午前 全5回												
市民エンパワーメント研修 みんなで作る装飾アートプロジェクト(仮)												
市民講師活用事業 得意をいかそう!『食(料理)・健康』講座の“市民講師”募集! 薬膳/パンジー体操/靴・歩き方/子どもかけっこ/食と運動						準備会・リハーサル				開催		
生涯学習交流集会 中原市民館EXPO①(8/23) 中原市民館EXPO②(各館展示)2月 中原市民館EXPO③(市民自主報告会等)3月					①						②	③
学習情報提供・学習相談事業 水曜日 午後1時30分～4時												

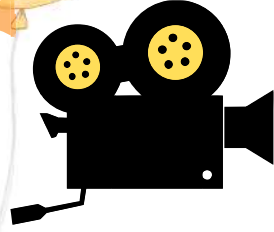
4 市民・行政協働・ネットワーク学習事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行政区・中学校区地域教育会議推進事業 子ども会議、教育を語るつどい他										第31回 子ども 会議	教育を 語るつど い	
課題別連携事業 ①子育ておしゃべり広場なないろ 月1回 木曜日 午前10時～11時30分												
②子ども未来フェスタ(11/29)												
学社融合推進事業												
地域学習・文化団体連携推進事業 ①文化協会との連携講座 エッグアート/ハワイアンキルト/大正琴												
地域学習・文化団体連携推進事業 ②サークル連絡会オープンキャンパス 11/18～12/1 (計16団体実施)												

5 現代的課題対応学習事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現代的課題学習事業 もしもに備える暮らしのトラブル(仮)												

6 教育文化会館・市民館学習環境整備事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
刊行・広報活動(HP・SNS他)												
市民館だより												
情報機器等整備(視聴覚機材貸出・整備)												

※PTA関連事業は区生涯学習支援担当で実施

NFP感謝祭



1階ラウンジで
コーヒーほか販売♪
協力：レジネス

11:30販売開始予定
売り切れ次第終了

なかはら Film Festival 2025

in 中原市民館（2F 多目的ホール）

2025年 11月 22日(土) 13:30～16:00

定員100名・入場無料・途中出入り自由

赤ちゃん・お子さんと一緒にお座りできるファミリー席あり

なかはらフューチャーデザインパートナーズ（NFP）が
中原市民館の運営を開始して半年が経過しました。

日頃の感謝を込めて、ともに歩みを進めているみなさんと一緒に

『川崎』『中原』『市民館』にまつわる
映像作品のリレー上映会を開催します！

13:45
おと絵がたり

- ・ブレーメンの音楽隊
- ・亀がはこんだ石水盤

14:30
16mm映画

- 16mm映写機の会-
- ・おれたちのビー玉
～川崎大空襲～
 - ・かわさきあの日あの時

15:30
めくり絵作品

- おはなしマン-
- ・神地とおぼけ寺
 - ・チョンポリ笠
(アミガサ事件)

15:50
なかはら
ミュージカル

- ・PR動画

※内容や時間に変更となる場合がありますのでご了承ください。

主催：なかはらフューチャーデザインパートナーズ（中原市民館 指定管理者）

〒211-0004 中原区新丸子東3-1100-12パークシティ武蔵小杉ミッドスカイタワー1、2階

TEL.044-433-7773 FAX.044-430-0132

駐車場・駐輪場の台数には限りがありますので、お車・自転車等での来館はご遠慮ください。
なお、中原市民館周辺は「自転車等放置禁止区域」です。



令和8年度 中原市民館市民自主学級・市民自主企画事業の募集について

1 市民自主学級・市民自主企画事業の概要

- (1) 目的 地域や社会の課題解決に向けた市民の主体的な生涯学習の支援に資するため、中原市民館が市民と協働して実施する。
- (2) 内容 一定の要件を満たす団体又は個人から事業提案を受け、選定された事業を提案した団体、選定された事業を提案した個人及び公募によるそれに賛同した者とで構成される企画運営委員会、実行委員会又はこれに準ずる組織に委託して実施する。
- (3) 市民自主学級、市民自主企画事業の差異
- ①市民自主学級 : 同じ参加者が月に1回程度以上の頻度で、一つのテーマを設定して、1回2時間を目安として短期間(5～9回)又は長期間(10～15回)の学習を行う。継続していく中で、考えを深め、地域の仲間づくりを行う。
- ②市民自主企画事業: 発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、見学会など自由な形式で行う。参加者をその都度募集することができる。

2 募集受付・当日のスケジュール

令和7年12月1日(月) 提案に関する広報及び相談開始

↓

令和8年1月6日(火)～23日(金) 提案受付期間

3 事業選考会 令和8年2月14日(土)

川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会において選考する。なお、川崎市ではなく中原市民館(指定管理者)との委託契約となる。

タイムスケジュール(案) ※昨年度と同じ次第を予定

13時 委員集合 各募集团体の相談・提案の経緯説明(委員向け)

13時30分 提案者集合、提案会開始

14時45分頃 終了・採点表集計

15時～ 選考会(非公開)

15時30分頃～ 専門部会(公開)

【備考】選考予定日1週間前を目安に各委員様に以下の書類を送付いたします。

- ・企画提案団体の提案書(個人情報黒塗り) ※サンプル・資料5-2
- ・点数表 ※サンプル・資料5-3
- ・当日の次第
- ・開催通知

参考・今年度の提案団体

※名称は提案時のものです

種別	受託グループ名	学習テーマと事業内容	備考
市民 自主 学級	音楽工房ドレミ	子どものための音楽ワークショップ	2年目
市民 自主 企画 事業	いちご baby	はじめてママ応援講座 親子で楽しむ育児ワークショップ	新規

地域や社会の課題解決に向けた講座を企画提案しませんか？

📣裏面もご確認ください！

令和8年度 中原市民館

市民自主学級・市民自主企画事業

企画提案募集！



対象①

個人で申込みの場合…

中原区在住・在勤・在学の方

対象②

団体・グループで申込みの場合…

中原区を拠点に活動している
5人以上の市民団体・グループ

中原市民館では、より暮らしやすい「まちづくり」を目指して、地域や社会の課題の解決に向けて、市民と市民館が協働で「市民の学びの場」をつくる市民自主学級・市民自主企画事業を実施しています。令和8年度に実施に向けた企画提案を募集します。

★電話・メール等で中原市民館にご連絡のうえ、ご来館ください。
事前説明を行い、関係書類をお渡しします。

まずは市民館に
ご相談ください！



市民自主学級

同じ参加者が継続的に参加する
5回～15回の講座を企画・運営します。
※仲間づくりを行い学びを深めます。

市民自主企画事業

イベント（発表会や展示会など）
やシンポジウムなど連続講座に
限らない多様な形式で企画・運営
します。

◆開催までの主な流れ

いずれも、中原市民館と協働で実施します。

ご相談

ご来館にて企画
内容をお聞かせ
ください。

企画提案 申込み

申込期間内に
企画提案書を
ご提出ください。

企画提案会

2月14日（）
午後予定
※必ずご出席
ください。

選考委員会

企画提案会
終了後、
選考委員会
が開催されます。

選考結果通知

結果は、後日
郵送等で
お知らせします。

申込期間：1月6日(火)～1月23日(金)17時まで 申込前に一度ご来館ください。

[問合せ・申込先] 川崎市中原市民館 (指定管理者：なかはらフューチャーデザインパートナーズ)

〒211-0004 中原区新丸子東3-1100-12

電話：044-433-777

パークシティ武蔵小杉ミッドスカイタワー1,2階

mail：nakahara@ouei.com

✓ 企画提案のポイント！



- 1 地域や生活で気になることを講義や話し合いを通して考え深められる企画にしましょう。
- 2 地域のいろいろな知識、技能、経験を持った方の力を借りたり自然、歴史、伝統芸能など地域の特性や特色をいかしましょう。
- 3 参加者同士が交流することで、事業の終了後もつながりがもてるような企画にしましょう。
- 4 子どもがいる方にも講座が受けられるように、保育付き講座も実施できます。
- 5 提案者、団体（グループ）が、市民館と協力し合い企画・運営します。

✓ 企画提案会とは？

企画内容や思いを伝える場です。企画提案会の内容を踏まえて、選考されます。選考は、川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会において行います。

✓ 令和7年度は、こんな企画が実施されました



子どものための 音楽ワークショップ

「音楽のまち・かわさき」がもっと音楽であふれる街になる願いを込めて、音楽で子どもたちの豊かな心を育むことを目的に開催しました♪



はじめてママ応援講座 親子で楽しむ育児ワークショップ

乳幼児の子育て中のママを応援することを目的に、「感情セルフケア」や「親子の個性心理学」などのテーマで開催しました♪

★予算は、中原市民館（指定管理者）から支払われます。中原市民館の会場は無料で使用できます。

令和 8 年度 中原市民館 市民自主学級 実施の手引き

1. 趣 旨

この手引きは、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、川崎市中原市民館指定管理者（以下「市民館」という）が市民自主学級（以下「学級」という）を実施するために、必要な事項を定めるものとします。市民自主学級では同じ参加者が月に 1 回程度以上の頻度で、一つのテーマを設定して、1 回 2 時間を目安として短期間（5～9 回）または長期間（10～15 回）の学習を行います。継続した学びを通して、考えを深め、地域の仲間づくりをはかることを目的に実施するものです。

2. 事業の目的

- （1）地域や社会の課題等などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政が協働して行い、市民のみなさんが自主的に企画・運営するものとして、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援することを目的とします。
- （2）学級の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

3. 学級の選考など

- （1）提案については、川崎市社会教育委員会議規則（昭和 52 年川崎市教育委員会規則第 1 号）別表の中原市民館専門部会（以下「専門部会」という。）において選考委員会を開催し、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第 5 条に基づき、非公開により、選考を行います。
- （2）学級の選考にあたっては、予算、施設の適正使用等を考慮し、選考します。
- （3）選考結果につきましては、市民館だより等で公表します。
- （4）提案内容が、学級以外の中原市民館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、市民館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。
- （5）学級の計画・運営段階において不都合が生じたとき市民館が判断した場合は、学級の開設を取り消すことがあります。
- （6）予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。
- （7）事業は令和 8 年度予算の確定をもって正式決定とします。

4. 提案できる団体・個人

団体については、中原区内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、会員の意見を発信できる場や団体としての考え方を共有する場（定例会議や総会など）を設けており、民主的に運営されている団体とします。個人については、中原区に在住・在勤・在学している方とし、提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した個人を含めた5人以上で企画運営委員会を組織し、学習計画を協議した上で、学級を開設します。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- (2) 専門部会の委員又は委員が所属している団体。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、又は第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体又は個人。

5. 継続して提案できる条件

提案は、単年度ですが、学級の継続を希望する場合は、改めて学級の提案をしてください。継続する内容に発展性が見られると選考委員会が承認した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、市民館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書等）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、学級を開設できなかつたと認められる。

6. 学級の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識を深め、今後の地域づくりへの参画についての力量を高めることを目指したものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした継続的な学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 令和7年度に市民館で実施された学級で、対象・テーマが重なるもの。
- (2) 提案した団体が地域において、すでに実施している学級。ただし学級の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (3) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (4) 講師が自ら人を集めて、私塾に類似する形式で実施するもの。
- (5) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (6) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (7) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (8) 国、地方公共団体、外郭団体から当該学級の委託・補助・助成を受けているもの。
- (9) 公序良俗に反するもの。

7. 学級の開設期間、内容等

- (1) 学級の開設期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日の単年度とします。
- (2) 学級の主催については、市民館とします。

- (3) 学習内容を検討する際には、企画提案のポイント（募集チラシを参照）」に留意してください。
- (4) 学級の開設に先立って、市政だより、市民館だより、チラシ等で学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。申込受付は市民館で行います。学級参加者の対象は、中原区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (5) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料等受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費等を徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告することが必要です。
- (6) 開催場所は原則として市民館又は中原区内の公共性のある施設等とします。
- (7) 学習形態については、学級の趣旨に即して、講義形式だけでなく、話し合い・討論、グループワーク、ワークショップ、実地踏査、調査等を取り入れ、共同学習としての成果を高める工夫をするものとします。また、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるよう配慮が必要です。
- (8) 講師・指導者・助言者等については、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・市民活動関係者に事例報告・話題提供等を依頼することも、市民同士の学び合い・交流を促進する上で重視したい点です。
- (9) 学級の開設による成果物等については、川崎市に帰属します。

8. 提案方法

(1) 提出書類

団体の応募にあたっては、学級を提案する場合は市民自主学級企画提案書（第1号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。個人が応募する場合には企画提案書（第1号様式）及び個人に関する申出書（第4号様式）提出します。

ア 団体の規約

イ 会員名簿

ウ 前年度の活動報告書・決算書

エ 今年度の活動計画書・予算書

オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 令和8年1月6日から1月23日午後5時です。

郵送の場合は1月23日必着とします。直接持参とメールについては1月23日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。(FAXは不可です)「市民自主学級企画提案書(第1号様式)」を確認し、市民自主学級の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。なお、ご提出前に、必ずご相談にお越してください。事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

(4) 提出先 中原市民館 〒211-0004 川崎市中原区新丸子東3-1100-12

メールアドレス nakahara@ouei.com

9. 経費

(1) 経費については、中原市民館の委託料とします。学習計画ができた段階で、市民館と企画運営委員会又は団体との間で委託契約を交わし、学級の開設前に一括して支払うものとします。委託契約にあたっては、団体・個人は、所定の書式による見積書・事業計画書(学習計画書)等を提出していただきます。

(2) 委託金額については、短期学級75,000円、長期学級150,000円を上限とします。なお、保育の併設が必要と認められた学級については、短期学級20,000円、長期学級40,000円を限度に保育謝礼分として加算します。

(3) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。また、受託した企画運営委員会又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、又はそれぞれの合算とすることができます。ただし、委託料から支弁する保育謝礼は、保育謝礼を除いた委託料の2割を上限とします。

10. 市民館の役割

(1) 会場と広報の協力

ア 会場を市民館とした場合、市民館主催事業として会場使用料は無料となります。

イ 内容を確認し、チラシの公共機関等への配布の手配、川崎市、市民館ホームページへの掲載等。(チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます)

(2) 企画運営会議への参画

よりよい学級を目指して、企画運営委員会又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な学級の企画や開設方法などを協議していきます。

11. 個人情報の取扱い

学級の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、学級終了後速やかに破棄するものとします。

ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。

イ 個人情報を主催者たる教育委員会以外へ提供しないものとします。

ウ 個人情報を複製しないものとします。

エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は市民館が行うものとします。

オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに市民館に報告し、その指示に従うものとします。

12. 実績報告及び内容の公表

学級終了後速やかに、関係書類(事業報告書、参加者名簿、出席簿等)を添えて、委託業務完了届一式(委託業務完了届・収支報告書・実施報告書)を提出するものとします。また、学級の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を中原市民館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

13. その他、関係する要綱等

この手引きにない事項については企画運営委員会又は団体と市民館双方で協議して定めます。

令和8年度 中原市民館 市民自主企画事業 実施の手引き

1. 趣 旨

この手引きは、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、川崎市中原市民館指定管理者（以下「市民館」という）が市民自主企画事業（以下「事業」という）を実施するために、必要な事項を定めるものとします。事業では地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を提供するものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした生活文化・技術に関する学習も対象とします。

2. 事業の目的

- （1）地域や社会の課題等の解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と中原市民館が協働して行い、市民のみなさんが自主的に企画・運営するものとして、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援することを目的とします。
- （2）事業の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

3. 事業の選考等

- （1）提案については、川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の中原市民館専門部会（以下「専門部会」という。）において選考委員会を開催し、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき、非公開により選考を行います。
- （2）事業の選考にあたっては、予算、施設の適正使用等を考慮します。
- （3）選考結果につきましては、市民館だより等で公表します。
- （4）提案内容が、市民自主企画事業以外の中原市民館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、市民館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。
- （5）事業の計画・運営段階において不都合が生じたとき市民館が判断した場合は、事業の開設を取り消すことがあります。
- （6）予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。

(7) 事業は令和8年度予算の確定をもって正式決定とします。

4. 提案できる団体・個人

団体については、中原区内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、会員の意見を発信できる場や団体としての考え方を共有する場（定例会議や総会など）を設けており、民主的に運営されている団体とします。個人については、中原区に在住・在勤・在学している方とし、提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した個人を含めた5人以上で企画運営委員会を組織し、学習計画を協議した上で、事業を開設します。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- (2) 専門部会の委員又は委員が所属している団体。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、又は第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体又は個人。

5. 継続して提案できる条件

提案は、単年度ですが、事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案をしてください。継続する内容に発展性が見られると選考委員会が承認した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、市民館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書等）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、事業を開設できなかつたと認められる。

6. 事業の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識を深め、今後の地域づくりへの参画についての力量を高めることを目指したものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした継続的な学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 令和7年度に市民館で実施された事業で、対象・テーマが重なるもの。
- (2) 提案した団体が地域において、すでに実施している学級。ただし学級の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (3) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (4) 講師が自ら人を集めて、私塾に類似する形式で実施するもの。
- (5) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (6) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (7) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (8) 国、地方公共団体、外郭団体から当該学級の委託・補助・助成を受けているもの。
- (9) 公序良俗に反するもの。

7. 事業の開設期間、内容等

- (1) 事業の開設期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日の単年度とします。
- (2) 事業の主催については、市民館とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、企画提案に向けてのポイント（募集チラシを参照）」に留意してください。

- (4) 事業の開設に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。申込受付は市民館で行います。学級参加者の対象は、中原区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (5) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料等受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費等を徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告することが必要です。
- (6) 開催場所は原則として市民館又は中原区内の公共性のある施設等とします。
- (7) 学習形態については、学級の趣旨に即して、講義形式だけでなく、話し合い・討論、グループワーク、ワークショップ、実地踏査、調査等を取り入れ、共同学習としての成果を高める工夫をするものとします。また、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるよう配慮が必要です。
- (8) 講師・指導者・助言者等については、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・市民活動関係者に事例報告・話題提供等を依頼することも、市民同士の学び合い・交流を促進する上で重視したい点です。
- (9) 事業の開設による成果物等については、川崎市に帰属します。

8. 提案方法

(1) 提出書類

団体の応募にあたっては、事業を提案する場合は市民自主企画事業提案書（第2号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。個人が応募する場合には企画提案書（第2号様式）及び個人に関する申出書（第4号様式）提出します。

ア 団体の規約

イ 会員名簿

ウ 前年度の活動報告書・決算書

エ 今年度の活動計画書・予算書

オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 令和8年1月6日から1月23日午後5時です。

郵送の場合は1月23日必着とします。直接持参とメールについては1月23日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。（FAXは不可です）

「市民自主企画事業提案書（第2号様式）」を確認し、市民自主企画事業の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しくください。事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

(4) 提出先 中原市民館 〒211-0004 川崎市中原区新丸子東3-1100-12

メールアドレス nakahara@ouei.com

9. 経費

(1) 経費については、中原市民館の委託料とします。学習計画ができた段階で、市民館と企画運営委員会又は団体との間で委託契約を交わし、学級の開設前に一括して支払うものとします。委託契約にあたっては、団体・個人は、所定の書式による見積書・事業計画書（学習計画書）等を提出していただきます。

(2) 委託料以外の収入については、次のものも経費に充てることができます。

ア 参加団体・グループを募ってのイベント事業については、参加団体・グループからの適正な範囲での負担金。

イ 民間からの助成金や賛助金、寄付金などで公共性を損なわない範囲のもの。

(3) 委託金額については、特に規定はありませんが、事業の趣旨を踏まえて適切に積算し提案するものとします。

(4) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。また、受託した企画運営委員会又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、またはそれぞれの合算とすることができます。ただし、委託料から支弁する保育謝礼は、保育謝礼を除いた委託料の2割を上限とします。

10. 市民館の役割

(1) 会場と広報の協力

ア 会場を市民館とした場合、市民館主催事業として会場使用料は無料となります。

イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、市民館ホームページへの掲載等。(チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます)

(2) 企画運営会議への参画

よりよい事業を目指して、企画運営委員会又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な学級の企画や開設方法等を協議していきます。

11. 個人情報の取扱い

事業の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、学級終了後速やかに破棄するものとします。

ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。

イ 個人情報を主催者たる教育委員会以外へ提供しないものとします。

ウ 個人情報を複製しないものとします。

エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は市民館が行うものとします。

オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに市民館に報告し、その指示に従うものとします。

12. 実績報告及び内容の公表

事業終了後速やかに、関係書類(事業報告書、参加者名簿、出席簿等)を添えて、委託業務完了届一式(委託業務完了届・収支報告書・実施報告書)を提出するものとします。また、事業の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を中原市民館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

13. その他、関係する要綱等

この手引きにない事項については企画運営委員会又は団体と市民館双方で協議して定めます。

(第1号様式)

市民自主学級企画提案書		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> () 年目
館 名	中原市民館	提出日	年 月 日
学 級 名 仮称で結構です。			
企 画 意 図 なぜこの学級を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
取り上げる課題 地域や社会の課題などを箇条書きまでご記入ください。			
課題の解決 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
公益的な事業 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
発展性 学級が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			

<p>実施館との協働 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。</p>	
<p>主な学習内容 ①学習内容の大まかな流れ ②学習の進め方、学習方法など ③参加対象、会場 ④継続して提案する場合は、過去の事業との相違点や発展性についてご記入ください。 ⑤開設時期及び時間帯についてお考えのことをご記入ください。</p>	<p>① ② ③ ④ ⑤希望に○をつけてください。 1 おおよその時期 2 曜日（曜日） 3 時間帯（午前） 4 特に希望なし</p>
<p>希望学級 短期・長期のどちらを希望していますか。</p> <p>保育の併設</p>	<p><input type="checkbox"/>短期学級(5～9回) <input type="checkbox"/>長期学級(10～15回)</p> <p><input type="checkbox"/>併設を考えている <input type="checkbox"/>併設はしない</p>
<p>経費 おおよその内訳をご記入ください。</p>	<p>謝礼(講師等・保育謝礼) ----- 消耗品費 ----- 印刷費 ----- 通信費 ----- 会場使用料 ----- 物品借上料 ----- その他（保育） ----- 合 計 円</p>

市民自主学級・市民自主企画事業の選考表

お名前:

団体名

評価項目	評価基準	着眼点	評価欄	備考
課題の解決	地域や社会の課題を的確に捉え、課題に対し、効果的な学習となるよう配慮されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 地域や社会の課題を取り上げているか。 課題解決に繋がる内容や手法が取られているか。 	普通 1 2 3 4 5	優れている→
1			1 2 3 4 5	
公益的な事業	公の事業として公平性・透明性が確保されており、誰もが参加できる拡がりや期待できること。	<ul style="list-style-type: none"> 提案者の興味・関心に留まっていないか。 学習の成果が市民に拡がることを期待できるか。 	普通 1 2 3 4 5	優れている→
2			1 2 3 4 5	
地域づくりへの発展	事業において、市民同士が多様な交流を図るとともに、終了後にグループ化など地域づくりへの発展が期待できること。	<ul style="list-style-type: none"> 参加者同士や事業に係わる人々が交流できるような内容を含んでいるか。 事業終了後、参加者が自主的な活動やボランティア活動、市民活動など社会参加に繋がる可能性があるか。 	普通 1 2 3 4 5	優れている→
3			1 2 3 4 5	
市民と実施設の協働	市民と実施設のそれぞれの特性を十分に活かし、単独で事業を展開するよりも、より高い効果が見込まれること。	<ul style="list-style-type: none"> 協働を進めることにより、それぞれの特性を活かし、単独で展開するよりも、より高い効果が見込まれるか。 お互いが意見を出し合い、対等な立場での企画・運営が可能か。 	普通 1 2 3 4 5	優れている→
4			1 2 3 4 5	
地域を活かす	地域人材や地域資源の活用に配慮するなど、地域の特性や特色を活かした企画となっていること。	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材や地域資源(自然、伝統芸能など)に配慮した企画となっているか。 地域にふさわしい魅力的な内容か。 	普通 1 2 3 4 5	優れている→
5			1 2 3 4 5	
予算の適正性	適正な予算を確保していること。	<ul style="list-style-type: none"> 予算の積算が適正であるか。 (個人に係る保険料や材料費など)適正に受益者負担がされているか。 	普通 1 2 3 4 5	優れている→
6			1 2 3 4 5	
				／30

1 評価は、評価欄の数字に○を記入することで評価してください。

2 備考欄には気になる点や特に良かった点などをご記入ください。

3 評価欄に3以外を選択された場合は、必ず備考欄にその理由もご記入ください。

川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級及び市民自主企画事業の選考・評価要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱（平成26年12月15日付け26川教生第1347号）第7条第1項の規定による事業の選考及び選考における評価の方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考方法)

第2条 川崎市教育文化会館、市民館及び分館で実施する市民自主学級及び市民自主企画事業（以下「市民学級及び事業」という。）について、川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）が行う選考は、専門部会の各委員が提案事業毎に30点を満点として採点する。

2 評価は、別表の着眼点の欄に掲げる着眼点を参考に、同表の評価項目の欄に掲げる評価項目毎に5点の範囲内で採点し、専門部会に出席した委員（以下「出席委員」という。）の合計点による得点を考慮して選考するものとする。ただし、出席委員の合計点が、出席委員の全員が満点と採点した場合の合計点の6割に満たないときは、選考しないものとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、市民学級及び事業の選考について、必要な事項は、各館（指定管理者が管理を行う市民館にあっては、区生涯学習支援担当）の長が専門部会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。